

をの臆病の座につかじとはげみたゞかふといへども、日ごとに剛の座につく者はかたかりけり、腰瀧口季方なん、一度も臆の座につかざりけり、かたへもこれをほめかんせすといふ事なし、季方は義光が郎等なり、將軍の郎等どもの中に、名をえたる兵どもの中に、○略中鏑の音きかじと耳をふさぐ剛のもの、紀七、高七、宮藤王、腰瀧口、末四郎といふは、末割四郎惟弘の事なり。

〔古事談四主〕義家陸奥前司之比、常參左府源堀川○俊房打圍墓處、相具小雜色只一人也、持太刀在中門内唐井敷、或日於寢殿圍碁之間、忽有追入事犯人拔刀走通南殿之間、前司云、義家ガ候ゾ罷留云々、不聞入此言猶不留之時、ワレ候之由申セヤレト云々、其時小雜色云、八幡殿ノオハシマスゾ罷留云々、聞此言忽留居投刀畢、仍件小雜色捕得了、此間近邊小屋ニ隠居タリケル郎等四五十人許出來、相具件犯人將去了、日來一切武士等人々所不見也、白川院御寢之後、物ニオソハレ御座ケル比、可然武具ヲ御枕上ニ可置ト有御沙汰テ、義家朝臣ニ被召ケレバ、マユミノ黒塗ナルヲ一張進タリケルヲ被立御枕上之後、オソハレ御座ザリケレバ御感アリテ、此弓ハ十二年合戰之時ヤ持タリシト有御尋之處、不悟覺之由申ケレバ、上皇頻御感アリケリ、

〔奥州後三年記上〕相模の國の住人鎌倉の權五郎景正といふ者あり、先祖より聞えたかきつはものなり、年わづかに十六歳にして、大軍の前にありて、命をすて、たゞかふ間に、征矢にて目を射させつ、首を射つらぬきて、かぶとの鉢付の板に射付られぬ、矢をおりかけて、當の矢を射て敵を射とりつ、さてのちしりぞき歸りてかぶとをぬきて、景正手負たりとてのけざまにふしぬ、同國のつはもの三浦の平太郎爲次といふものあり、これも聞えたかき者なり、づらぬきをはきながら、景正が顔をふまへて矢をぬかんとす、景正ふしながら刀をぬきて、爲次がくさすりをとらへて、あげさまにつかんとす、爲次おどろきてこはいかに、などかくはするぞといふ、景正がいふやう、弓箭にあたりて死するは、つはもの、のぞむところなり、いかでか生ながら足にてつらをふ